



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

内閣総理大臣  
岸田文雄 様

### 強制動員被害者問題についての要望書

日本が朝鮮半島を 1910 年以来、36 年にわたり植民地統治した時代に、数多くの人々が当時の大日本帝国の「内地」と「外地」に強制動員されました。この人々は戦前のみならず、戦後も賃金不払いをはじめ不当な扱いを受けてきたことに対し、日本政府と企業は大きな責任を負っています。2018 年 10 月(新日鉄住金<現、日本製鉄>に対し)、そして 11 月(三菱重工業に対し)に、韓国大法院(最高裁判所)はこの強制動員問題について被告企業に賠償を命じる判決を下しました。しかし、昨年 10 月後半より、韓国政府外交部の働きかけにより、この賠償金額を、日本政府や企業の謝罪もないまま、韓国側企業が肩代わりするという案が外交交渉に持ち出されています。韓国政府外交部のこのような提案について、現在韓国市民社会において大きな批判が沸き起こっています。また、このような提案に日本政府が応じることは問題の本質を大きく歪曲することになります。

日本政府はこれまで、1965 年の日韓請求権協定によって、強制動員被害者を含め請求権は消滅し、この問題は解決したという立場をとってきました。そして、上記の企業が謝罪し、賠償請求に応じる道さえ封じる立場をとってきました。しかし、以下の点を思い起こしてください：

1. 1955 年 4 月、広島の実験場が被爆被害者の賠償請求について提訴した訴訟に対し、日本政府は、たとえサンフランシスコ条約(第 19 条)によって、外交保護権としての日本による米国への賠償請求権は放棄されていても、国民自身の私人としての請求権はこれによって消滅しない、という主張をしました。
2. 同様の観点から、1956 年「日ソ共同宣言」(第 6 項)で国家間請求権は消滅しても、個人の請求権は消滅していない、と 1991 年 3 月、当時の外務大臣官房審議官が答弁しています。同年 8 月、さらに翌年 2 月に、外務省条約局長は日韓請求権問題についても同様の主張を国会衆参委員会ですしています。
3. 2007 年 4 月には、中国人強制連行被害者損害賠償請求訴訟の最高裁判決が「被害者らが被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった…諸般の事情に鑑みると、…被害者らの救済に向けた努力をすることが期待される」と判示したことを受け、2008 年 10 月に、被害者と西松建設との間に和解が成立し、企業側は 2 億 5 千万円の賠償金を支払いました。

以上のような歴史的経緯を鑑みるならば、日本政府は、韓国の強制動員被害者たちの苦難に対する歴史責任を覚えながら、被害者たちと企業の和解の道筋に対して積極的に促し、協力することこそが民主的法治国家としての公正な責任といえるのではないでしょうか。

わたしは、岸田首相をはじめ日本政府がこの 21 世紀の世界において過去の歴史に正々堂々と向き合い、戦前に強制動員の被害を受けた人々に対し誠実に謝罪し、人権を普遍的に尊重する民主的国家としてどの国からも高く評価される道を進んで行かれることを、ここに心から強く要望する次第であります。

2023 年 1 月 19 日

日本キリスト教協議会  
総幹事 金性済